国土交通省告示第百七十一号・平成十年三月二十日
平成十五年四月一日改正
平成十五年四月一日施行

標準貨物自動車運送約款

目次

第一章　総則
第二章　運送業務
第三章　附帯業務
第四章　運賃、料金等
第五章　荷造り
第六章　荷受人
第七章　運賃及び料金
第八章　運送の中止、変更及び運送不能
第九章　損害賠償
第十章　雑則

第一章　総則

（事業の種類）

第一条　当店は、貨物自動車運送事業を行います。

２　当店は、前項の事業に附帯する事業を行います。

（適用範囲）

第二条　当店の経営する貨物自動車運送事業に関する運送契約は、この運送約款の定めるところによります。

２　当店は、前項の規定にかかわらず、法令又は一般の慣習によらない特別の定めをすることができます。

３　前二項の規定にかかわらず、法令に反しない範囲で、特約の申込に応じることがあります。

第二章　運送業務

（受付日時）

第三条　当店は、受付日時を定め、店頭に掲示します。

２　前項の受付日時を変更する場合には、あらかじめ店頭に掲示します。

（運送の順序）

第四条　当店は、運送の申込みを受けた順序により、貨物の運送を行います。ただし、次の各号の一に該当する場合は、この限りでありません。

一　貨物が変質しやすい貨物を運送する場合その他正当な事由がある場合

二　当該運送に適する設備がないとき。

三　申込者から特別の負担をする旨の申込があったとき。

四　当該運送に関し、申込者から特別の負担をする旨の申込があったとき。

五　当該運送が、法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものであるとき。

六　天災その他やむを得ない事由があるとき。

（運送拒絶等）

第五条　当店は、貨物が次の各号の一に該当するときは、その運送を拒絶することがあります。

一　合鍵した期間内に貨物の引渡期間は、次の日数を経過しても貨物を受け取った日を含め二日（二輪又は四輪の自動車にあっては、一日）未満の端数は一日とします。

二　輸送期間　運賃及び料金の計算の基礎となる一日の輸送距離　百七十キロメートルを単位とします。

２　前項の規定による引渡期間の満了後、貨物の引渡しがあったときは、これをもって延着とします。

（引渡拒絶）

第六条　当店は、その貨物の運送の申込みがあったときは、その貨物の種類及び性質の確認をすることができます。

２　当店は、前項の規定により確認のため必要な貨物の種類及び性質を明告すべきことを申込者に求めることがあります。

３　申込者が、前項の規定による明告をしないときは、当店は、その貨物の運送を拒絶することがあります。

（危険品についての特則）

第七条　当店は、火薬、爆発物その他危険品については、運送の引受けを拒絶することがあります。

２　当店は、前項の危険品について、運送の申込みがあったときは、その旨を当店に明告し、かつ、その品名、数量、性質、荷造りの種類及び個数並びに発送人及び荷受人の氏名又は商号並びに発送地及び到着地を記載した運送状を提出しなければなりません。

３　前項の運送状には、発送人又は荷受人の署名又は記名捺印をしなければなりません。

（貨物引換証）

第八条　当店は、貨物の運送を引き受けたときは、貨物引換証を発行します。ただし、荷受人が貨物の受取を拒んだときは、この限りでありません。

２　貨物引換証には、次の事項を記載し、当店の請求があったときは、これに署名又は記名捺印をして発送人に交付します。

一　発送人の氏名又は商号

二　荷受人の氏名又は商号

三　発送地及び荷受人の住所

四　到着地

五　貨物の品名、品質、荷造りの種類及び個数

六　貨物の重量又は容積並びに運送の区別

七　運賃、料金、積込み及び取卸しに関する特約

八　貨物引換証の発行地及び発行の年月日

３　貨物引換証は、記名式とすることができます。

４　貨物引換証は、これを譲渡することができます。

５　貨物引換証を発行したときは、当店は、荷受人に対し、貨物引換証と引換えに貨物を引き渡します。

６　貨物引換証を発行したときは、当店は、荷受人に対し、貨物引換証と引換えに運賃、料金等を請求することがあります。

７　貨物引換証を発行したときは、当店は、荷受人に対し、貨物引換証と引換えに貨物を引き渡します。

８　貨物引換証を発行したときは、当店は、荷受人に対し、貨物引換証と引換えに貨物を引き渡します。

９　貨物引換証を発行したときは、当店は、荷受人に対し、貨物引換証と引換えに貨物を引き渡します。

１０　貨物引換証を発行したときは、当店は、荷受人に対し、貨物引換証と引換えに貨物を引き渡します。

１１　貨物引換証を発行したときは、当店は、荷受人に対し、貨物引換証と引換えに貨物を引き渡します。

１２　貨物引換証を発行したときは、当店は、荷受人に対し、貨物引換証と引換えに貨物を引き渡します。

１３　貨物引換証を発行したときは、当店は、荷受人に対し、貨物引換証と引換えに貨物を引き渡します。

１４　貨物引換証を発行したときは、当店は、荷受人に対し、貨物引換証と引換えに貨物を引き渡します。

１５　貨物引換証を発行したときは、当店は、荷受人に対し、貨物引換証と引換えに貨物を引き渡します。

１６　貨物引換証を発行したときは、当店は、荷受人に対し、貨物引換証と引換えに貨物を引き渡します。

１７　貨物引換証を発行したときは、当店は、荷受人に対し、貨物引換証と引換えに貨物を引き渡します。

１８　貨物引換証を発行したときは、当店は、荷受人に対し、貨物引換証と引換えに貨物を引き渡します。

１９　貨物引換証を発行したときは、当店は、荷受人に対し、貨物引換証と引換えに貨物を引き渡します。

２０　貨物引換証を発行したときは、当店は、荷受人に対し、貨物引換証と引換えに貨物を引き渡します。

２１　貨物引換証を発行したときは、当店は、荷受人に対し、貨物引換証と引換えに貨物を引き渡します。

２２　貨物引換証を発行したときは、当店は、荷受人に対し、貨物引換証と引換えに貨物を引き渡します。

２３　貨物引換証を発行したときは、当店は、荷受人に対し、貨物引換証と引換えに貨物を引き渡します。

２４　貨物引換証を発行したときは、当店は、荷受人に対し、貨物引換証と引換えに貨物を引き渡します。

２５　貨物引換証を発行したときは、当店は、荷受人に対し、貨物引換証と引換えに貨物を引き渡します。

２６　貨物引換証を発行したときは、当店は、荷受人に対し、貨物引換証と引換えに貨物を引き渡します。